

## 墓地管理料減免審査基準

## 1 趣旨

千葉市霊園設置管理条例第29条及び千葉市霊園管理規則第22条により、管理料を減額し、又は免除するため、その対象、額及び添付書類について必要な審査基準を定めるものとする。

## 2 審査基準等

## (1) 審査基準

減免対象	減免額	添付書類
1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者	全額	生活保護受給証明書
2. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者	全額	支援給付受給証明書
3. 世帯全員が市県民税（減免を申請した年の前年に係る市県民税をいう。）非課税である者	全額	（1）住民票の写し（世帯全員） （2）次のいずれかの書類であって、世帯全員（18歳未満の者は除く）が非課税であることが確認できるもの ア 市民税・県民税非課税通知書の写し イ 市民税・県民税変更通知書の写し ウ 市民税・県民税通知書の明細書の写し エ 市民税・県民税課税証明書（税額が0円のもの） オ 介護保険料決定通知書（所得段階の欄が1から4までのいずれかもの）の写し
4. 前各号に掲げるもののほか、特に市長が減免する必要があると認める者	全額 又は 一部	その都度、必要な書類

## (2) 添付書類の省略

（1）審査基準の表の添付書類の欄に掲げる書類については、同意書（別記様式）を提出した場合は添付を省略することができる（（1）1、（1）2により減免する場合は、本市において扶助又は支援給付を受けている者、（1）3により減免する場合は、当該減免申請をする日の属する年度の前年度の1月1日時点で本市に在住している者に限る。）。

## (3) 減免申請期間

原則、納入通知書に記載される納付期間内に申請するものとする。

## 3 施行日

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

同 意 書

(あて先) 千葉市長

墓地使用者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

減免該当事由にチェックをつけてください。

- 墓地使用者が生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている場合
- 世帯全員が市県民税非課税である場合

墓地管理料の減免申請における減免の可否の決定のため、上記該当事由情報について、千葉市の関係機関に調査・照会することを承諾します。

※市県民税が非課税世帯の方で承諾される場合は、下記表に世帯全員の方（本人を含む）の自署をお願いします。なお、年1月1日現在で千葉市にお住いでない方は、千葉市で照会することができません。

世帯を構成する者 (全員)	フリガナ 氏 名	墓地使用者 との続柄	生年月日	備考

年1月1日の住所  
(現住所と違う場合のみ記入)